

東京都知事 舩添 要一 殿

児童扶養手当等の支給にあたって、キッチンなどが共同の場合居住者全員を同一世帯と見なすと国立市に「指摘」したことに対し、強く抗議するとともに、撤回を求めます。

2015年1月11日

なくそう戸籍と婚外子差別・交流会
連絡先 省略

私たちは、婚外子差別の撤廃と女性が結婚せずに出産しても差別されることのない社会の実現に向け、1988年より26年間にわたり活動を続けております市民団体の「なくそう戸籍と婚外子差別・交流会」です。

12月27日付東京新聞朝刊で、「国立市は、『キッチンなどが共用の建物では居住者全員を同一世帯として扱う』と東京都から指摘され、それまで支給していた児童扶養手当や児童育成手当を打ちきった」と報道されていました。

この記事を読んで本当に驚きました。キッチンが共用で、高熱水費を個別に契約せずメーター一つで大家が支払っている住居だと、そこに異性がいるだけで何故その異性と事実上の夫婦関係とするのでしょうか、あまりにも奇想天外で、ありえない考えだと怒りを覚えます。この考えによれば当のシェアハウスには複数の異性がいるので、複数の居住者と事実婚関係を結んでいたということになり、実態無視の考えです。

シェアハウスは昨年8月時点で把握されているだけで都内で2000件あるということです。このほとんどがキッチンが共用、高熱水費は共益費として分担扱いとなっています。さらにはシェアハウスだけではなくこのような形態をとっているアパートも数多くあります。これらすべての居住者は、都によれば全員が世帯同一と見なされることとなります。

しかし世帯同一とは生計を同一にしているということです。同じ建物に居住していることと、同居していることとは全く異なりますし、ましてや同じ建物での居住イコール生計同一関係を結んでいるなどということでは全くありません。

言うまでもなく生計同一とは、文字通り生計を同一にするということです。食費などの生活費を一緒にして暮らしていくということです。

なお、東京都市町村戸籍住民基本台帳事務協議会、住民基本台帳事務手引書作成委員会編著による「初任者のための住民基本台帳事務」の中で、世帯の認定として次のよう

な例が挙げられています。

- ① ひとつ屋根の下で住んでいても、寮に生活する学生や単身者の場合、「住居は共通であるが、生活を共にしていない状況にあり、一つの世帯を構成するものではなく、各人単独の世帯となる。
- ② 下宿人として一つの家庭の中で、食事を一緒にしている場合でも、食費の支払いをし、生計が別である場合は別の世帯となる。
- ③ 一つの家で親夫婦と子どもの夫婦が生活している場合で、食費などの支払いをし生計が別である場合は、別の世帯となる、など。

児童扶養手当法でも、父又は母と生計同一の関係にないことが支給要件とされています。更に1980年厚生省の「事実婚の規定」に関する通知では、「1、原則として同居を要件 2、社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実が存在する」とされています。

このように社会通念上夫婦としての共同生活ということが問題なのであって、まさにアパートやシェアハウスでの居住において異性がいる場合もあることは社会的な常識であり、彼らがみな夫婦と見なされること等全くありません。

塩崎厚労相もこの6日の会見で、「生活実態の確認が大事」と述べているほどです。

東京都の『指摘』は明らかに児童扶養手当法に違反し、かつ厚生省通知にも反するものです。同一世帯とは生計同一であるということを踏まえ、同じ建物に異性が居住していても、それがイコール生計同一関係にあるとは限らないのであり、この実態を認識してほしいと思います。

このような実態を無視した荒唐無稽な判断を改め、「指摘」を撤回し生活実態の確認の上に判断を行うべきであると思います、

一刻も早く、国立市に対して行った「指摘」を取り消すことを求めます。